

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M M 生

◎内務省告示第四百三十二號

昭和十二年四月内務省告示第二百八十七號中「岩手縣柴波

郡赤石村」トアルヲ「岩手縣稗貫郡石鳥谷町」ニ改ム

昭和十二年六月二十六日

〔參照〕

昭和十二年四月内務省告示第二百八十七號ハ新設又
ハ改築ヲ爲スヘキ國道ノ路線名等ノ件ナリ

内務大臣 馬場 錄一

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
六、一七	九六、五〇〇	中小河川改良費	宮崎縣	
"	一五〇、〇〇〇	上水道布設費	城東水道組合	
	九一、四〇〇	產業振興河川改良費	宮城縣	大坂府
六八、二〇〇	道路橋梁費	松江市	鳥根縣	

四五、〇〇〇	港灣修築費	山口縣
二、四〇〇	道路改良費	
八〇五、〇〇〇	河川改良事業費	
一〇〇、〇〇〇	橋梁架設費寄附金	
一五一、〇〇〇	道路改良事業費砂防用水路築設費	
三六、七〇〇	道路改築費	大阪府
七一七、〇〇〇	道路橋梁改築費	北河内村
四、〇〇〇	河川改良負擔金	大帶廣市
一一、三〇〇	道路新設費	山梨縣
九八、三〇〇	道路改修費	富山市
一〇二、〇〇〇	"	川口市
四五、〇〇〇	上水道布設費	木古内村
一二〇、〇〇〇	"	平穂村
一、二八〇、〇〇〇	災害土木費	愛知縣
四五、〇〇〇	橋梁架替費	長野縣
一二一、〇〇〇	指定府縣道改修費	北海道
		埼玉縣
		岩手縣
		北野縣
		長野縣

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

府縣名	記業者	事業種別	起業地	認定月日
京都府京都市長	道路新設	京都府京都市下京區綾小路通柳馬場	西入綾材木町地内	六、一四

山

口

山口縣下關市長
山口縣下關市

道路改築

山口縣下關市大字東南部町
西南部町地內

山

京

東京府東京市長
中央電氣株式會社

道路新設

東京府東京市淀橋區柏木二丁目地內
新潟縣中頸城郡水上村、板倉村地內

東

新

東京府東京市長
東京府東京市長

電氣裝置

東京府東京市豐島區西巢鴨一丁目、
日出町一丁目地內

兵

愛

愛知縣中島郡萩原町長
愛知縣中島郡萩原町長

道路改築

愛知縣中島郡萩原町地內

熊

本

本縣知事
熊本縣知事

飛行場建設

兵庫縣川邊郡神津村、
熊本縣宇土郡綱田村地內

東

京

東京府東京市長
東京府東京市長

道路改築

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

新

山

山

道路新設

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

都

福

福岡縣八幡市長
福岡縣八幡市長

道路改築

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

大

阪

阪和電氣鐵道株式會社
阪和電氣鐵道株式會社

道路擴張

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

橋

岡

岡山縣倉敷市長
岡山縣倉敷市長

道路改築

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

橋

東

東武鐵道株式會社
東武鐵道株式會社

道路擴張

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

橋

岡

岡山縣倉敷市長
岡山縣倉敷市長

道路改築

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

橋

木

木務大臣
木務大臣

道路擴張

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

橋

岩

岩手縣知事
岩手縣知事

道路擴張

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

橋

本

熊本縣知事
熊本縣知事

道路擴張

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

橋

河

河川改修
河川改修

道路擴張

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

橋

都

京都府京都市
京都府京都市

道路擴張

兵庫縣川邊郡神津村、
大阪府豐能郡池田町地內

六、一六

六、二三

六、一九

六、二六

六、三〇

六、三〇

六、三〇

六、三〇

六、三〇

六、三〇

六、三〇

六、三〇

五、一

七月一日内務鐵道兩省間の協議成立し、免許不免許の決定せるもの左の如し。(特に示せるもの以外は旅客運輸なり)

府 縱	區	間	申 請 者	免 免 許 / 別 免 許
北海道		常呂村、佐呂村間	(延長)	網走自動車商會
			(〃)	常野自動車合資會社
			(〃)	留邊藻自動車株式會社
			(〃)	生田原自動車合資會社
		砂原村、鹿部村間	(〃)	渡島海岸鐵道株式會社
			(〃)	三陸自動車株式會社
宮 茜		歌津村地内	(貨物)	椎名重雄
城 城		加美村地内外一線	(〃)	
葉 葉		染和田村地内	(〃)	
木 木		阿見村地内	(〃)	
大田原町、黒磯町間		大田原町、黒磯町間	(〃)	
東那須町、大田原町間		東那須町、大田原町間	(〃)	
小野寺村、皆川村間		小野寺村、皆川村間	(〃)	
検見川町地内		検見川町地内	(〃)	
千葉市登戸、検見川町間		千葉市登戸、検見川町間	(〃)	
永代二丁目、南砂町二丁目間		永代二丁目、南砂町二丁目間	(〃)	
吾嬬町、寺島六丁目間		吾嬬町、寺島六丁目間	(〃)	
京 京	市	東京	不 免 免 免 不 免 免 免 不 免 免 免 許 許 許 許	

神奈川

鶴見區地内

(延長)

鶴見臨港鐵道株式會社

鶴見臨港鐵道株式會社

免 免 許

神奈川區、鶴見區間
神奈川區地内

(延長)

東京橫濱電鐵株式會社

橫濱市

不 免 許

保土ヶ谷區地内

戸塚町、豊田村間外一線

(延長)

相武鶴屋自動車株式會社

免 免 許

五泉、村松間外一線

(延長)

新湯合同自動車株式會社

免 免 許

福井市氷川町、佐佳枝上町間
福井市毛矢町、氷川町間

(延長)

福式電氣鐵道株式會社

免 免 許

谷口、小屋間

(延長)

福井自動車株式會社

免 免 許

小濱町、下中井間

(延長)

小濱自動車株式會社

免 免 許

和久里、小屋間

(延長)

若狹自動車株式會社

免 免 許

福井市城町、老松中町間

(延長)

福井自動車株式會社

免 免 許

福井市御幸上町、日之出中町間

(新規)

丹生自動車株式會社

免 免 許

尾倉、蒲生間

(延長)

合名會社丸五商會

免 免 許

相原、野尻間外一線

(新規)

川中島自動車株式會社

免 免 許

田口、白田間

(延長)

佐久自動車株式會社

免 免 許

陸鄉村、廣津村間

(新規)

白馬自動車株式會社

免 免 許

日原村、生坂村間

(新規)

川中島自動車株式會社

免 免 許

長峰、小洞間

(新規)

井戸荒三郎

免 免 許

静岡市稻川、驛南口間

静岡市南町、森下町間

静岡市下魚町、下石町間

丹陽村、多架地内

名古屋市中村、稻葉地間

名古屋市南外堀町長堀町間

名古屋市彩江橋清水町間外一線

名古屋市山田北町、新出來町間外一線

門立、岩脇間

下青野、岡崎市桂町間

加茂村、長岡村間

長岡村、鳥羽町間

湯田村、上草野村間

中舞鶴町、舞鶴町間

野田村地内

明石市錦江町、同市大藏谷間

省線奈良驛前、京終驛前間

南京終町、油阪町間

三舞村地内

米子市内角盤町、米子驛前間

米子市内茶町、角盤町間

静岡乗合自動車株式會社

静岡乗合自動車株式會社

静岡乗合自動車株式會社

一宮市

名古屋市

三河鐵道株式會社

名鐵自動車株式會社

眞珠灣交運株式會社

中田寅太郎

近江自動車株式會社

坪倉信治

堺乘合自動車株式會社

神姫自動車株式會社

奈良自動車株式會社

足立自動車株式會社

熊野自動車株式會社

米子電車軌道株式會社

日ノ丸自動車株式會社

一部免許
時速同規制
處罰分則正規事
件同規制

免許

島根	豊田村、四見下村間	(延長)	益田自動車株式會社	不免	許
岡山	周阪村、福本村間	(〃)	四見自動車株式會社	免	許
岡山	岡山市内	(〃)	赤磐自動車株式會社	免	許
岡山	岡山バス株式會社	(〃)	岡山バス株式會社	免	許
福井	大川町地内	(〃)	大川鐵道株式會社	免	許
福井	大川町地内	(〃)	大川鐵道株式會社	免	許
長崎	津野村地内外一線	(新規)	福江町外三町村組合	免	許
長崎	福江町、富江町間	(延長)	九州商船株式會社	免	許
長崎	福江町、玉ノ浦町間外三線	(新規)	嘉久與四春	免	許
鹿児島	富江郷、黒瀬郷間	(延長)	森山謹平	免	許
鹿児島	大濱村、富江町間	(〃)	久保丈助	免	許
鹿児島	栗野名、川島間	(〃)	佐々木伊勢吉	免	許
鹿児島	浦之名、河田原間外一線	(〃)	中山助松	免	許
宮崎	阿久井、福己	(〃)	阿久井、福己	免	許
宮崎	水田勝治	(〃)	水田勝治	免	許
宮崎	南薩鐵道株式會社	(〃)	南薩鐵道株式會社	一部免許	許
宮崎	菊池、熊右衛門	(〃)	菊池、熊右衛門	不免	許
宮崎	有川、宮川内間外一線	(〃)	有川、宮川内間外一線	不免	許

◎軌道法に依る申請に對する處分

○余市臨港 電氣動力廢止認可

全市臨港軌道株式會社申請に係る蒸氣及瓦斯倫併用とし

瓦斯倫使用に因る電氣動力廢止の件は六月二十四日監第二

四九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○湧別軌道 軌道運輸營業休止許可

湧別軌道株式會社申請に係る本年冬期間積雪多量なりし爲めの四月二十日より二十二日迄（二日間）の軌道運輸營業休止の件は七月十四日監第二一二四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

宮城縣

○仙南溫泉軌道 軌道運輸營業廢止許可

仙南溫泉軌道株式會社申請に係る大正四年三月十六日特許柴田郡大河原町内及大正十年三月五日監第九七號内務、鐵道兩大臣郡可會社合併により承繼せる柴田郡大河原町刈田郡宮村遠刈田間は近事自動車交通事業の發達に由り業績不振に陥りたる爲同區間軌道運輸營業廢止の件は廢止期日を昭和十二年十月十八日迄とし六月十八日監第二四〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

栃木縣

○鍋山人車鐵道 旅客運輸營業休止許可

東京市申請に係る四谷區鷺町陸軍大學間架空單線式運轉

東京府

○東京市營 軌道假設工事認可

東京市申請に使る東京驛より鐵道省新廳舍地下道工事施行に伴ひ該區間軌道假設工事の件は假設物使用期限を昭和十三年三月三十日迄として七月十三日監第三〇四一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市營 軌道電氣工事方法變更認可

東京市申請に使る六本木停留場附近「ポンント」及埋設物絕緣施設に因る軌道電氣工事方法變更の件は七月九日監第二九五五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市營 軌道電氣工事方法變更認可

鍋山人車鐵道株式會社申請に係る——近事自動車交通事業發達の爲營業不振となり之が設備改善方法計畫中に付自（第二回）旅客運輸營業休止の件は六月三十日監第二七二五號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

昭和十二年一月一日至昭和十二年十二月三十一日迄一ヶ年

實施の爲「ボント」及埋設物に對する絶縁装置を施設に因る軌道電氣工事方法變更の件は七月九日監第二九五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市營 電車信號裝置廢止認可

東京市申請に係る電車運轉系統變更に伴ひ大門分岐電車信號廢止するの件は七月十五日監第三〇七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

○温泉電軌 河南變電所新設認可

温泉電軌株式會社申請に係る電車運轉用直流電源として變電所を新設し運轉の圓滑を計り變電所障害の危險を分散せんとする河南變電所新設の件は六月二十四日監第二六〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

○名古屋市營 客車設計變更認可

名古屋市申請に係る電動客車二十輛の木製骨組臺枠を鋼材製骨組臺枠とし幅員を改良し並屋根「モニタードツキ」

型を「ブレーン、アーチ」型に改造に因る客車設計變更の件は七月九日監第二九五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都市

○京都市營 踏切警報機設置認可

京都市申請に係る伏見線津和橋通踏切及稻荷線師園街道踏切に警報機設置の件は七月九日監第二七〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

○大阪市營 軌道工事方法決定認可

大阪市申請に係る堺筋線中東區北濱一丁目地内に於て電車線柱一本を支持金物に變更し片倉生命大阪支店建物に取付に因る軌道工事方法變更の件は六月二十四日監第二六〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 假軌道橋設計變更認可

大阪市申請に係る梅田善源寺町線都島橋軌道橋西橋臺を補強せむとする假軌道橋設計變更の件は七月十三日監第二

八九九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る九條高津線及安治川築港線中各一部自境川町至玉船橋間軌條更換軌道中心間隔の縮少電車柱變更

並安全地帶の設置等に因る軌道工事方法變更の件は七月十

三日監第一九一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あり

たり。

○京阪電鐵 橋梁廢止認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る寢屋川改修工事の爲不

用となりたる南前川橋を廢止せむとする橋梁廢止の件は六

月三十日監第二六九九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京阪電鐵 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る京阪本線及宇治線の電

車線の高さを變更する電氣工事方法變更の件は六月三十日

監第二七〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○南海鐵道 軌道工事方法變更認可

神戸市申請に係る熊内橋四丁目停留場外五停留場に乘降

兵 庫 縣

○神戸市營 停留場特別設計許可

南海鐵道株式會社申請に係る平野線に自動閉塞信號機の増設（四基）及位置高更（二基）に因る軌道工事方法變更の件は六月二十四日監第二六〇八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪電軌 停留場廢止認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る新設軌道人の道停車場人の道敷團本部取消に伴ひ同停車場の廢止に因る停留場廢止の件は六月三十日監第二六九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 軌道假設工事認可

大阪市申請に係る鶴町線中千歳橋改築工事施行の爲敷設する軌道假設工事の件は使用期限を昭和十三年三月十四日迄とし七月十五日監第三一三八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

設置變更及中心軒程變更に因る停留場特別設計の件は七月
十三日監第二九九四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可あ
りたり。

月國道改修工事に伴ひて變更なしたる橋梁工事方法變更の
件追認は六月三十日監第二六〇七號を以て内務、鐵道兩大
臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 信號機位置變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る元町大阪間の閉塞信號
機位置變更の件は七月五日監第二七二四號を以て内務、鐵
道兩大臣より認可ありたり。

○阪急電鐵 電氣工事方法變更認可

阪急電鐵株式會社申請に係る寶塚線山本及平井停留
場附近一帶電車線電壓上昇のため山本變電所を新設し之に
寶塚變電所廻轉變流機一基移設し同所の常用及豫備機の變
更に因る電氣工事方法變更の件は六月二十四日監第二六〇
三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

○九州鐵道 福岡久留米東町間電氣工事 方法變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る福岡、津福間軌道中福岡よ
り久留米東町に至る電車線軌條面上の高さを變更し之が爲
電車線腕金取付位置を低下し聚電狀態を一層良好ならしめ
んとする電氣工事方法變更の件は六月二十四日監第二五八
四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

浦間軌道工事方法書中第十三號橋梁設計を大正十五年十二
月廿四日監第二九九四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可あ
りたり。

福岡縣

○福博電車 電氣工事方法變更認可

福博電車株式會社申請に係る樂院出口停留場前木柱を軌
條柱に變更の上移轉建替に因る電氣工事方法變更の件は七
月九日監第二九九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あ
りたり。

山口縣

○山陽電軌 橋梁工事方法變更認可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る長府町松原下關市檀ノ

○九州鐵道 久留米東町津福間軌道工事

方法變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る福岡津福間軌道中久留米東町より津福に至る區間中大川鐵道株式會社大牟田延長線完成により津福停留場に於ける直通連絡運輸の爲久留米津福間の單線區間中東町起點○耗○米より○杆六〇〇米間を複線に變更之が爲花畑停留場の位置及配線を變更し直通連轉に因る津福停留場の配線建造物其他又保安設備の爲花畑

聯動裝置を變更し花畑津福間に單線閉塞信號機の設置に因る軌道工事方法變更の件は七月九日監第一六〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

佐賀縣

○佐賀電軌 軌道運輸營業廢止許可

佐賀電氣軌道株式會社申請に係る明治四十五年七月二十

五日特許佐賀市神野町佐賀郡春日村大字久池井間に營業開始以來毎期缺損多く大修繕の必要あるも意の如くならず交通機關として完全なる使命を果し得ず他面同軌道と併行せ

るバスに壓倒され營業不振は深刻となりたる爲の軌道運輸營業廢止の件は廢止實施期日を昭和十二年八月二十三日迄とし六月二十三日監第二五七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

北陸行拾遺

守屋 離

山使の温泉に來たりむらぎもの心むなしきひとときのあ
り

夜遅く疲れて着きし温泉の宿の浴槽に心落ちつきにけり

山峠の道遠々に越へ來れば敦賀の港に灯がつきにけり
思はざりし人を夢みし曉に雨降るらしきけはいを感じ